

所掌事項

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3の規定に基づく宮古市文化財保存活用地域計画の策定にあたり、必要な事項を検討すること。

設置根拠

宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会要綱

設置年月日

R3. 5. 1

委員定数

15人

委員任期

委嘱の日から地域計画の策定が完了した日

現任委員発令日

R3. 8. 1

現任委員任期満了日

地域計画の策定が完了した日

担当課

宮古市教育委員会事務局 文化課

TEL : 0193-65-7526 内線

FAX : 0193-65-7508

E-mail : bnka@city.miyako.iwate.jp

備考